第七条中「別表第十七」を「別表第二十七」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

被保険者が、一年間又は六月間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第二十又は別表第二十一に定める額とする。

2　平成二十三年三月までの間に法第九条第三号若しくは附則第五条第六項第一号若しくは附則第五条第七項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までのすべての期間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第二十一から別表第二十六までに定める額とする。

第八条中「被保険者が」を「被保険者が、」に、「別表第十八」を「別表第四十二」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

被保険者が、一年間又は六月間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第二十八又は別表第二十九に定める額とする。

2　平成二十三年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第六項第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までのすべての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第四十から別表第四十二までに定める額とする。

別表第一から別表第十八までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔１年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年４月
前　納　額	177,980円

別表第二（第二条第一項関係）〔６月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年４月から平成22年10月までの月
前　納　額	89,860円

別表第三（第二条第二項関係）〔平成23年３月までの期間のすべての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年										平成23年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前　納　額	円 192,060	円 177,980	円 163,420	円 148,800	円 134,140	円 119,430	円 104,670	円 89,860	円 75,010	円 60,110	円 45,150	円 30,150	円 15,100

別表第四（第二条第三項関係）〔平成23年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
		平成22年										平成23年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成22年 4月	昭和25年４月２日から昭和25年５月１日までに生まれた者	円 14,660	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
5月	昭和25年５月２日から昭和25年６月１日までに生まれた者	29,710	15,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	昭和25年６月２日から昭和25年７月１日までに生まれた者	44,710	30,150	15,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月	昭和25年７月２日から昭和25年８月１日までに生まれた者	59,670	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—	—	—	—	—
8月	昭和25年８月２日から昭和25年９月１日までに生まれた者	74,570	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—	—	—	—
9月	昭和25年９月２日から昭和25年10月１日までに生まれた者	89,420	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—	—	—
10月	昭和25年10月２日から昭和25年11月１日までに生まれた者	104,230	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—	—
11月	昭和25年11月２日から昭和25年12月１日までに生まれた者	118,990	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—
12月	昭和25年12月２日から昭和26年１月１日までに生まれた者	133,700	119,430	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—
平成23年 1月	昭和26年１月２日から昭和26年２月１日までに生まれた者	148,360	134,140	119,430	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—
2月	昭和26年２月２日から昭和26年３月１日までに生まれた者	162,980	148,800	134,140	119,430	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—
3月	昭和26年３月２日から昭和26年４月１日までに生まれた者	177,540	163,420	148,800	134,140	119,430	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100

別表第五（第二条第三項関係）〔平成23年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
		平成22年										平成23年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成22年 4月	昭和20年４月２日から昭和20年５月１日までに生まれた者	円 14,660	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
5月	昭和20年５月２日から昭和20年６月１日までに生まれた者	29,710	15,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	昭和20年６月２日から昭和20年７月１日までに生まれた者	44,710	30,150	15,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月	昭和20年７月２日から昭和20年８月１日までに生まれた者	59,670	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—	—	—	—	—
8月	昭和20年８月２日から昭和20年９月１日までに生まれた者	74,570	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—	—	—	—
9月	昭和20年９月２日から昭和20年10月１日までに生まれた者	89,420	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—	—	—
10月	昭和20年10月２日から昭和20年11月１日までに生まれた者	104,230	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—	—